



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 規則

*1 和歌山県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則 (調査統計課) 1

○ 告示

- 98 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 2
- 99 " (") 2
- 100 " (") 3
- 101 " (") 3
- 102 生活保護法による医療機関の指定 (") 3
- 103 " (") 4
- 104 " (") 4
- 105 " (") 5
- 106 生活保護法による施術機関の指定 (") 5
- 107 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数 (国民健康保険課) 5
- 108 保安林の皆伐面積の公表 (森林整備課) 6
- 109 基本測量の実施 (技術調査課) 6
- 110 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 6
- 111 令和4年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会) 7

○ 選挙管理委員会告示

- 5 政治団体の届出事項の異動の届出 9
- 6 政治団体の解散の届出 10

○ 公告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課) 10
- " (") 10
- " (") 10
- 入札公告 (教育委員会) 11

規 則

和歌山県規則第1号

和歌山県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県統計調査条例施行規則（平成21年和歌山県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(調査票情報の提供) 第5条 条例第10条第1号に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 略 (2) 統計法施行規則（平成20年総務省令第145号） <u>第10条</u> に規定する者 2 略	(調査票情報の提供) 第5条 条例第10条第1号に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 略 (2) 統計法施行規則（平成20年総務省令第145号） <u>第8条</u> に規定する者 2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第98号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
紀薬新 28-26	那賀調剤薬局	紀の川市打田1415-4	令和 3. 6. 30
有市薬新 1-26	宮原薬局	有田市宮原町新町473	令和 3. 7. 31
田医新 24-26	大峰診療所	田辺市中辺路町栗栖川152-1	令和 3. 7. 31

和歌山県告示第99号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
橋薬新 29-26	タイコー堂薬局高野口店	橋本市高野口町名倉186-1	令和 3. 8. 31
紀薬新 22-26	タイコー堂薬局粉河店	紀の川市粉河451-11	令和 3. 8. 31
日薬新 1-26	ティ・エム薬局	日高郡日高川町土生160-4の内	令和 3. 8. 31
日薬新 9-28	タイコー堂薬局印南店	日高郡印南町島田1164-1	令和 3. 8. 31

田医新 20-26	南紀新庄クリニック	田辺市新庄町2173-1	令和 3.9.4
--------------	-----------	--------------	-------------

和歌山県告示第100号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年2月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
西歯新 19-27	ヒルデンタルクリニック	西牟婁郡上富田町朝来2585	令和 元.9.2
田歯新 9-26	竹原歯科医院	田辺市東山1-18-10	令和 3.10.1
橋薬新 11-26	大谷薬局	橋本市古佐田一丁目4番55号	令和 3.10.31
新薬新 14-27	こじか薬局	新宮市下田2-3-50	令和 3.10.31
有薬新 19-02	エバグリーン薬局吉備店	有田郡有田川町大字天満562	令和 3.10.31

和歌山県告示第101号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年2月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
岩薬新 16-30	エバグリーン薬局岩出高塚店	岩出市高塚188-1	令和 3.11.30

和歌山県告示第102号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年2月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日

東医新 39-03	太地はまゆうクリニック	東牟婁郡太地町太地1429	令和 3.5.13
紀薬新 40-03	那賀調剤薬局	紀の川市打田1415-4	令和 3.7.1
有市薬新 27-03	宮原薬局	有田市宮原町新町473	令和 3.8.1
御薬新 26-03	サン・ハート薬局御坊店	御坊市菌97-4	令和 3.8.1
海南薬新 32-03	セイムス海南名高薬局	海南市名高152-1	令和 3.9.1
橋医新 72-03	さくら苑診療所	橋本市高野口町大野1844-133	令和 3.9.1

和歌山県告示第103号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年2月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋薬新 42-03	タイコー堂薬局高野口店	橋本市高野口町名倉186-1	令和 3.9.1
紀薬新 41-03	タイコー堂薬局粉河店	紀の川市粉河451-11	令和 3.9.1
日薬新 10-03	ティエム薬局川辺店	日高郡日高川町土生160-4の内	令和 3.9.1
日薬新 11-03	タイコー堂薬局印南店	日高郡印南町島田1164-1	令和 3.9.1
西医新 46-03	南紀の台クリニック	西牟婁郡上富田町南紀の台72-3	令和 3.9.6

和歌山県告示第104号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年2月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西歯新 22-03	医療法人しおりヒルデンタルクリニック	西牟婁郡上富田町朝来2585	令和 元.9.3

田歯新 37-03	竹原歯科医院	田辺市東山1-18-10	令和 3.10.2
橋薬新 43-03	大谷薬局	橋本市古佐田一丁目3番17号	令和 3.11.1
新薬新 24-03	かりん薬局	新宮市下田2-3-50	令和 3.11.1
有薬新 20-03	エバグリーン薬局吉備店	有田郡有田川町大字天満562	令和 3.11.1
橋医新 73-03	医療法人心月会つきやま眼科クリニック	橋本市古佐田1-5-5	令和 3.12.3

和歌山県告示第105号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩薬新 22-03	エバグリーン薬局岩出高塚店	岩出市高塚188-1	令和 3.12.1
紀薬新 42-03	調剤薬局ツルハドラッグ粉河店	紀の川市粉河941-1	令和 4.1.4

和歌山県告示第106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
田あ新 3-03	中島孝次	田辺市上芳養3138-1（あん摩・マッサージ）	令和 3.6.23

和歌山県告示第107号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）の規定により知事が定める数を、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数としたので、告示する。

令和3年和歌山県告示第163号（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数）は、令和4年2月1日限り廃止する。

令和4年2月1日

算定政令第9条第3項の知事が定める数	1
算定政令第9条第5項の知事が定める数	0.8404455744672
算定政令第9条第8項の知事が定める数	0.998192654816
算定政令第9条第9項の知事が定める数（一般納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7
算定政令第10条第3項の知事が定める数	0.8459525910982
算定政令第10条第6項の知事が定める数	0.9999999976663
算定政令第10条第7項の知事が定める数（後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7
算定政令第11条第3項の知事が定める数	0.8563076249737
算定政令第11条第6項の知事が定める数	0.9999999932366
算定政令第11条第7項の知事が定める数（介護納付金納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7

和歌山県告示第108号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、令和4年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

令和4年2月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（ヘクタール）
紀南地域水源涵養保安林	3,789.66
紀中地域水源涵養保安林	1,541.11
紀北地域水源涵養保安林	370.66
紀南地域土砂流出防備保安林	940.60
紀中地域土砂流出防備保安林	396.16
紀北地域土砂流出防備保安林	414.90
紀南地域干害防備保安林	9.26
紀中地域干害防備保安林	7.92
紀北地域干害防備保安林	15.64
和歌山県全域保健保安林	156.06

和歌山県告示第109号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年2月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量（時空間変位確定測量）
- 2 作業期間 令和4年1月1日から同年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第110号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和4年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

下ノ岡地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線、標柱1号と5号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において標柱1号と5号を結ぶ線は水路との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	西牟婁郡	上富田町	市ノ瀬	下之岡	666番23	
2号	〃	〃	〃	〃	666番17	
3号	〃	〃	〃	円徳	2572番6	
4号	〃	〃	〃	〃	2572番7	
5号	〃	〃	〃	〃	2570番5	

和歌山県告示第111号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和4年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和4年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和4年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務

(2) 契約期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加することのできる者は、令和4年2月1日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (7) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更

生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(9) 和歌山県が定める仕様書に基づき、適正に業務を遂行することができると思われる回答書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 個人にあっては、住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

キ 役員調書

ク 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ケ 使用印鑑届

コ 誓約書

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 和歌山県が示す仕様書に対する回答書

(2) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「図書」に登録されている者については、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しの提出をもって（1）のイからケまでの書類の提出に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、キ及びケからシまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの申請用紙は、令和4年2月1日（火）から同年3月1日（火）までの月曜日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、令和4年2月22日（火）までの月曜日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館資料課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館1階 総務課会議室

(2) 日時

令和4年2月2日（水）午後2時30分

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和4年2月1日（火）から同年3月1日（火）までの月曜日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立図書館総務課

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9520

ファクシミリ番号 073-436-9511

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和4年3月18日（金）までに郵送により送付する。

9 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（月曜日及び令和4年3月22日（火）を除く。）以内の日の午前9時から午後5時までの間に、書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して、3日（月曜日及び令和4年3月22日（火）を除く。）以内に、書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出は、6に掲げる場所で受け付ける。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年2月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山 県旅客船支部	小林敏二	代表者	小林敏二	阪田茂	令和 3. 6. 17

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
村垣正造後援会	本間博紀	代表者	本間博紀	深瀬博士	令和 3. 12. 10
		会計責任者	村垣さと子	阪口史朗	令和 3. 12. 10
日本行政書士政治 連盟和歌山県支部	笠野義二	会計責任者	及川成昭	坂口導功	令和 3. 5. 28
参議院議員世耕弘 成後援会田西会	大谷政照	主たる事務所の 所在地	田辺市稲成町232-2	田辺市朝日ヶ丘24-2	令和 4. 1. 1
世耕弘成後援会田 辺支部	中田基晴	主たる事務所の 所在地	田辺市稲成町232-2	田辺市朝日ヶ丘24-2	令和 4. 1. 1

日韓雄志会	谷口昌平	政治団体の名称	日韓雄志会	尽誠会	令和 4.1.7
宮本憲治後援会	林伸幸	主たる事務所の所在地	海南市船尾125	海南市岡田629	令和 4.1.14

和歌山県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年2月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
中谷智代治後援会	田上富勝	令和 3.12.29
一皇會和歌山支部	松岡幸雄	令和 4.1.13

公 告**都市計画の図書の写しの縦覧公告**

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画地区計画（直川地区（4）地区計画）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画駐車場（市営北立体駐車場）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年2月1日

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

入札公告

令和4年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年2月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度
令和4年度
 - (2) 調達物品の名称及び数量
和歌山県立図書館納入資料（図書） 一式
 - (3) 調達物品の仕様等
仕様書（図書）及び令和4年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札説明書（以下、「仕様書及び入札説明書」という。）による。
 - (4) 納入場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館
田辺市新庄町3353-9
和歌山県立紀南図書館
 - (5) 納入期間
令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
令和4年和歌山県告示第111号に規定する令和4年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館総務課
 - (2) 期間
令和4年2月1日（火）から同年3月1日（火）までの月曜日を除く日の午前9時から午後5時まで
- 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等
 - (1) 場所
3の（1）に同じ。
 - (2) 期間
3の（2）に同じ。
 - (3) 仕様書及び入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問するものとし、その後は令和4年2月22日（火）までの月曜日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館資料課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

入札説明会の場所及び日時は、次のとおりとする。

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館1階 総務課会議室

(2) 日時

令和4年2月2日（水）午後2時30分

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館1階 総務課会議室

イ 入札日時

令和4年3月23日（水）午後2時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された通知書の写しを同封の上、書留郵便で令和4年3月23日（水）午後2時までに和歌山県立図書館資料課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

入札者は、資料（図書）の本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対する納入金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の割合（百分率で表示するものとし、小数点以下第1位までとする。以下「納入率」という。）を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、5に掲げる入札説明会において示す納入資料（図書）予定金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「納入資料（図書）予定金額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、納入資料（図書）予定金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県よりこの一般競争入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、

入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、予定納入率の範囲内で最低の納入率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同納入率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ア 名称
和歌山県立図書館資料課
 - イ 所在地
和歌山市西高松一丁目7番38号
郵便番号 641-0051
電話番号 073-436-9520
ファクシミリ番号 073-436-9511
- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この一般競争入札は、令和4年2月和歌山県議会定例会において、令和4年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
The material delivery business of Wakayama Prefectural Library : 1 set
- (2) Date and time for tender :
2:30 P.M. Wednesday 23 March 2022 (Deadline for bids submitted by mail : 2:00 P.M. Wednesday 23 March 2022)
- (3) Contact point for the notice :
Library Material Division of Wakayama Prefectural Library,
1-7-38 Nishitakamatsu Wakayama City, 641-0051, Japan
TEL 073-436-9520
FAX 073-436-9511